

在留邦人各位

クライストチャーチにおける地震の発生（２月２３日）

平成２３年２月２３日

在ニュージーランド日本大使館

政府機関、報道等によるクライストチャーチの状況を以下のとおりお知らせします。

１ 被害状況

（１）NZ防災省、主要TV等の報道によれば、地震発生後夜通し被害者の救出作業が続いていますが、これまで３８名の死亡が確認されており、クライストチャーチ市内の少なくとも１０の崩壊した建物の中に、１００人以上が閉じこめられている模様です。また、警察等の発表によると、これまで約１２０名が瓦礫から救出されています。

（２）２２日１４時４５分、クライストチャーチ市に緊急事態宣言が発表され、現在も緊急事態宣言は継続されています。クライストチャーチ市中心部は制限区域が設けられ、同地域からの避難が促されています。

２．インフラ等

（１）水道管の破裂により洪水も生じており、被災地域の８０％の水が断水しています。飲み水は本日午前１１時よりクライストチャーチ市役所が次の小学校において給水を行っています（Redcliffs ,Phillipstown Sth, New Brighton ,Shirley, Wainoni ,Lyttelton, Main）。電力は次第に復旧しつつありますが、固定電話・携帯電話は共に繋がり難い状態が続いています。

（２）現在、クライストチャーチ空港は、国内線は若干の遅れは見られるものの通常通り運行しています。国際線はキャンセル便も多く見られるため、事前にご利用の航空会社等にご確認ください。

３．その他

NZ政府は、国家危機管理センターを設置し、被害状況の把握をはじめとする緊急対応活動を開始しており、NZ防災省は、住民に対し余震等の２次被害に備えた注意喚起を発出していますので、安全には十分ご注意ください。

４．在クライストチャーチ駐在官事務所は、地震被害により現在閉鎖しております。領事業務等についてはウェリントンの日本大使館が代行しておりますので、急を要するものは

大使館領事部（代表（04）473－1540，e-mail:japan.con@ej.org.nz）までご連絡
ください。